

第2次日向市行財政改革大綱

【令和3(2021)年度～令和6(2024)年度】

令和3(2021)年2月

日向市

目 次

I	「第2次日向市行財政改革大綱」の基本的な考え方	1
1	これまでの取組	
2	本大綱の位置付け	
3	推進期間	
4	基本的な方向性	
5	実施計画	
II	日向市行財政改革大綱（現大綱）の取組と課題	2
1	日向市行財政改革大綱（現大綱）の取組	
2	日向市行財政改革大綱（現大綱）の評価と今後の課題	
III	財政の状況	4
1	歳入の状況	
2	歳出の状況	
3	経常収支比率・健全化判断比率の状況	
4	市債残高の状況	
5	基金残高の状況	
6	公共施設（建物系施設）の更新費用	
7	中期財政見通し【令和3(2021)年度～令和6(2024)年度】	
IV	取組項目・実施項目	10
1	市民との協働の推進と地域活動の活性化	
2	市民に信頼される行政サービスの提供	
3	効果的・効率的な行政経営の推進	
4	未来につなげる財政運営	
V	推進体制・進行管理	14

I 「第2次日向市行財政改革大綱」の基本的な考え方

1 これまでの取組

本市では、これまでに「行政改革大綱」や「財政改革プラン」を策定し、効率的な行財政経営の実現や市民サービスの向上、財政指標の改善、市債残高の圧縮などに取り組んできました。

平成29(2017)年2月には、行財政基盤の更なる強化を図り、より一体的な取組を推進するため、「行政改革大綱」と「財政改革プラン」を一本化した「日向市行財政改革大綱」を策定するとともに、「第2次日向市総合計画・前期基本計画」との整合を図るため、推進期間を4年間としました。

(1) 行政改革の取組

昭和60(1985)年度～平成 2(1990)年度	日向市行政改革大綱(第1次)
平成 8(1996)年度～平成12(2000)年度	日向市行政改革大綱(第2次)
平成14(2002)年度～平成18(2006)年度	日向市第3次行政改革大綱
平成19(2007)年度～平成23(2011)年度	新しい日向市行政改革大綱(第4次)
平成24(2012)年度～平成28(2016)年度	第5次日向市行政改革大綱

(2) 財政改革の取組

平成19(2007)年度～平成21(2009)年度	日向市財政改革プラン(第1次)
平成24(2012)年度～平成26(2014)年度	第2次日向市財政改革プラン



平成29(2017)年度～令和 2(2020)年度 日向市行財政改革大綱

2 本大綱の位置付け

「第2次日向市行財政改革大綱」(以下「本大綱」という。)は、本市の将来像を示した「第2次日向市総合計画・後期基本計画」を着実に推進するため、市民や多様な団体などと協働し、行政サービスの向上、行政経営の効率化を図るとともに、健全な財政運営を行っていくための取組を示す指針として位置付けています。

3 推進期間

本大綱の推進期間は、「第2次日向市総合計画・後期基本計画」と合わせて令和3(2021)年度から令和6(2024)年度までの4年間とします。

4 基本的な方向性

「第2次日向市総合計画・後期基本計画」との整合を図るため、総合計画の基本目標の一つである「市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち」(地域経営)の施策のうち、

「市民との協働の推進と地域活動の活性化」

「市民に信頼される行政サービスの提供」

「効果的・効率的な行政経営の推進」

「未来につなげる財政運営」を本大綱の基本方針とします。

また、本大綱の取組項目も、総合計画の具体的な施策と整合を図っています。

5 実施計画

基本方針ごとに取組項目や実施項目を定めています。この実施項目の具体的な内容や計画などを示した「実施計画」を別に策定しています。

なお、実施計画の実施項目の具体的な内容や計画については、社会経済情勢の変化などに応じて見直しを行うこととします。

Ⅱ 日向市行財政改革大綱（現大綱）の取組と課題

1 日向市行財政改革大綱（現大綱）の取組

「日向市行財政改革大綱」（以下「現大綱」という。）では、【地域経営の推進】
【効率的な行政経営の確立】【持続可能な財政基盤の強化】の大きく3つの目標を掲げ、それぞれに具体的な実施項目を定め、行財政改革に取り組んできました。

主な取組は、次のとおりです。

（1）地域経営の推進

- 「日向市職員広報・広聴マニュアル」を作成し、市民との情報共有や効果的な情報発信に取り組みました。
- 「市民まちづくり座談会」や各種イベントで市長と市民が意見交換するコーナーを設置するなど、市民の声を広く聴く取組を行いました。
- 住民票や税証明などの証明書発行窓口の統合や「日向市接遇マニュアル」の作成など、窓口サービスの向上に取り組みました。
- コンビニエンスストアでの証明書発行を開始し、市民サービスや利便性の向上に取り組みました。

（2）効率的な行政経営の確立

- 平成31(2019)年4月から水道課窓口業務を民間委託しました。
- 令和2(2020)年4月から一般廃棄物収集運搬貼紙啓発業務を全面民間委託しました。
- 高度化・多様化する市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、組織の見直しや業務の一元化を行うとともに、市民サービスの低下を招くことがないよう、多様な任用形態による人材の活用や職員数の適正化に取り組みました。
- 職員研修や自主研修グループへの支援などを行うことにより、職員の育成や職場環境づくりに取り組みました。

（3）持続可能な財政基盤の強化

- 公共施設の保有量の最適化、適正な維持管理、長寿命化などによる費用の縮減を図るため、「日向市公共施設等総合管理計画」に基づき、廃校施設の利活用や個別施設計画の策定などに取り組みました。
- 第三セクターや公営企業は、経営改革プランなどを策定し、経営の健全化に取り組みました。「日向青果地方卸売市場株式会社」は、業績悪化により、平成30(2018)年度に解散し、現在、清算手続を行っています。

- 以前から債務超過の解消が課題となっていました「株式会社日向サンパーク温泉」について、経営健全化に向け、経営形態の抜本的な見直しの支援に着手しました。
- 東郷病院について、今後の在り方や経営健全化を踏まえ、診療体制の見直し等に着手しました。
- 自主財源を確保するため、スマートフォン決済アプリを導入し、納税者の利便性や収納率の向上に取り組むとともに、ふるさと納税の寄附者の拡大に取り組みました。
- 健全な財政運営や財政基盤の強化を図るため、市債残高の圧縮や基金の計画的な活用に努めました。

2 日向市行財政改革大綱（現大綱）の評価と今後の課題

現大綱では、具体的な実施項目として50項目を設定し、各項目の取組実績について○（達成できた）、△（一部達成できた）、×（達成できなかった）により、各年度評価をしています。

平成29(2017)年度から令和元(2019)年度までの評価状況は、次のとおりです。

年 度	○の項目数	△の項目数	×の項目数
平成29(2017)年度※	40	9	0
平成30(2018)年度	37	13	0
令和元(2019)年度	37	13	0

※平成29(2017)年度は、新庁舎建設事業に伴う市債発行により、「市債残高の圧縮」を行うことができない見込みであったため、この実施項目は評価対象外としています。

令和元(2019)年度の年次計画に対する達成率は、74%となっています。

今後、社会保障費や公共施設の更新などの歳出増加に加え、コロナ禍の影響や人口減少による市税の減収が見込まれるなど、財政状況は更に厳しくなることが予想されます。

このような中、「新しい生活様式」の実践などによる新型コロナウイルスの感染症対策を行いながら、ICTを利活用した電子行政サービスの充実や業務の効率化、職員の働き方改革に取り組むなど、高度化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、市民サービスの向上を図り、また、健全で持続可能な財政基盤づくりを行っていくため、継続して行財政改革に取り組んでいく必要があります。

Ⅲ 財政の状況

1 歳入の状況

普通会計*歳入決算額の推移（図1）を見ると、市税は経済の回復に伴い、近年増収傾向にあります。一方で、普通交付税*は合併特例期間*の終了などに伴い、近年減少しています。

今後、コロナ禍や生産年齢人口*の減少により市税が減収となることが懸念されます。

※普通会計とは、一般会計に公営事業会計以外の特別会計を合算した会計のことです。

公営事業会計とは、地方公共団体が経営する会計の総称で、本市では、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、病院事業の公営企業会計と、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、日向入郷地域介護認定審査事業の特別会計があります。【令和2(2020)年4月時点】

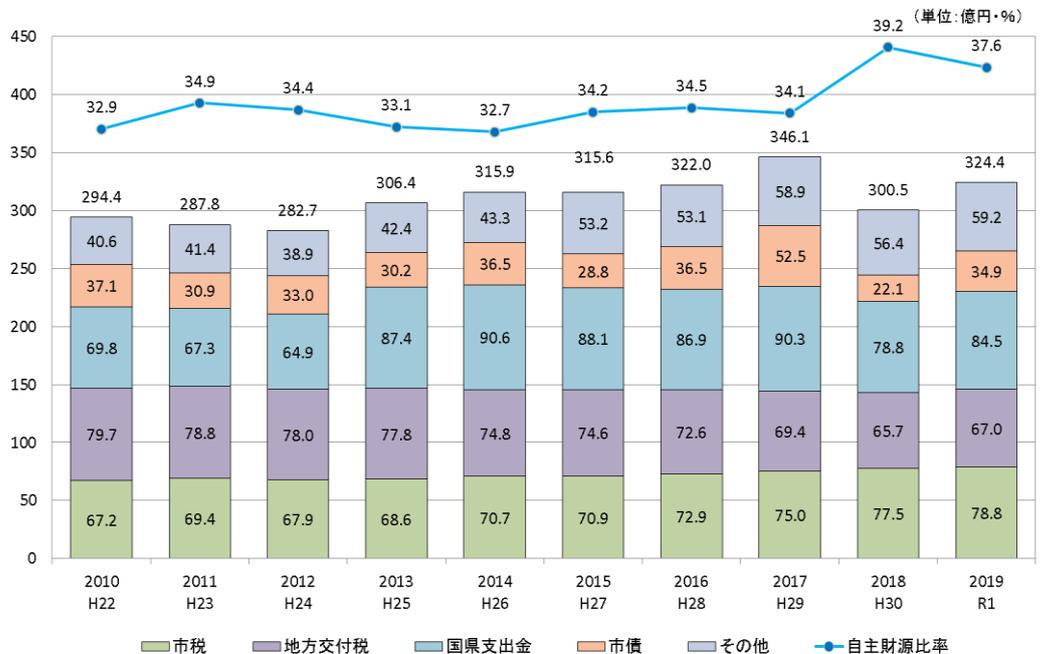
※普通交付税は、地方交付税のうち、市の必要経費である「基準財政需要額」に対し、市税などの収入見込額である「基準財政収入額」が不足する額を基準に算定、交付されます。

地方交付税とは、全国どの地域に住んでいても一定水準の行政サービスが受けられるよう、地方自治体間の税収の不均衡を調整し、国税収入の一定割合を財政力の弱い自治体に再配分するものです。

※合併特例期間とは、市町村合併後15年間（本市では、平成18(2006)年から令和2年(2020)年まで）旧市町村ごとに算定された普通交付税の合算額が交付される期間のことです。最後の5年間は段階的に減額されます。

※生産年齢人口とは、生産活動に従事している中核の労働力となる年齢（15歳以上65歳未満）の人口のことです。

■普通会計歳入決算額の推移（図1）



(資料：各年度地方財政状況調査より)

2 歳出の状況

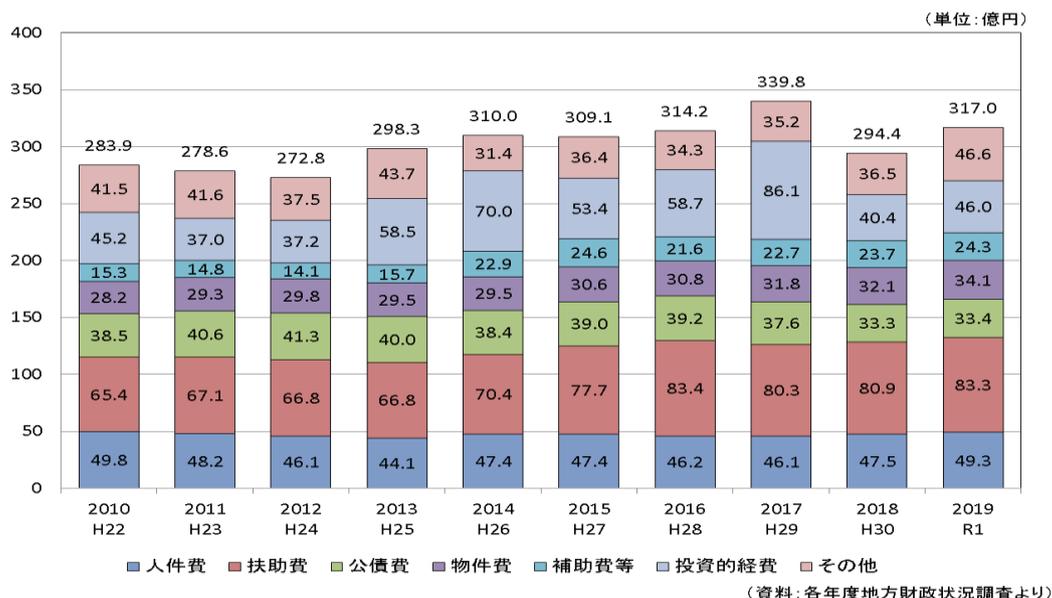
普通会計歳出決算額の推移（図2）を見ると、義務的経費*のうち、特に扶助費*が増加しており、少子高齢化の進行などにより、今後も増え続けることが予想されます。

なお、平成 25(2013)年度から平成 29(2017)年度まで投資的経費が高い傾向にあったのは、津波避難タワーなどの防災施設整備や庁舎建設などによるものです。

※義務的経費とは、支出が義務付けされた人件費、扶助費、公債費のことです。

※扶助費とは、社会保障制度の一環として生活困窮者、高齢者、児童などへの支援に要する経費です。

■普通会計歳出決算額の推移（図2）



3 経常収支比率*・健全化判断比率*の状況

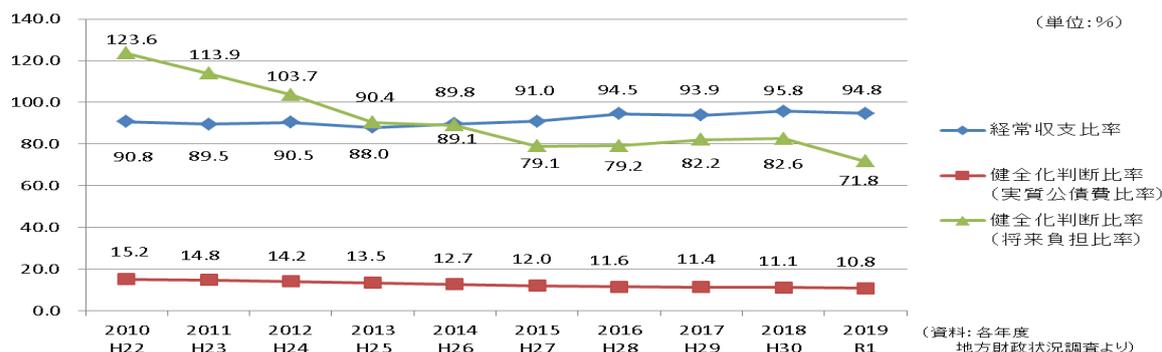
主な財政指標の推移（図3）を見ると、経常収支比率は、扶助費などの義務的経費の増加により、高止まりの傾向にあり、また、健全化判断比率は、市債*発行の抑制などにより、改善傾向となっています。

財政の硬直化を防ぎ、将来世代に過度の負担を残さないよう健全な財政運営に引き続き努める必要があります。

※経常収支比率とは、財政構造の弾力性を示す指標です。健全化判断比率とは、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標です。これらの比率が高くなるほど、財政の硬直化が進んでいることになります。

※市債とは、公共施設や道路の整備などに充てた借入金のことです。

■主な財政指標の推移（図3）



4 市債残高の状況

市債残高の推移（図4）を見ると、市債残高は、臨時財政対策債*を含む全体の残高は横ばいで推移していますが、普通建設事業*の重点化や新規発行額の抑制などにより、一般事業債残高は減少傾向にあります。

今後も将来負担を考慮した計画的な市債発行に努める必要があります。

※臨時財政対策債とは、国が交付すべき地方交付税の不足分を、穴埋めするために発行する市債のことです。後年度、償還する時に100%交付税で措置されるため、交付税の代わりになる財源として使われます。

※普通建設事業とは、道路、橋りょう、学校などの公共施設の新設、増設などの建設事業のことです。

■市債残高の推移（図4）



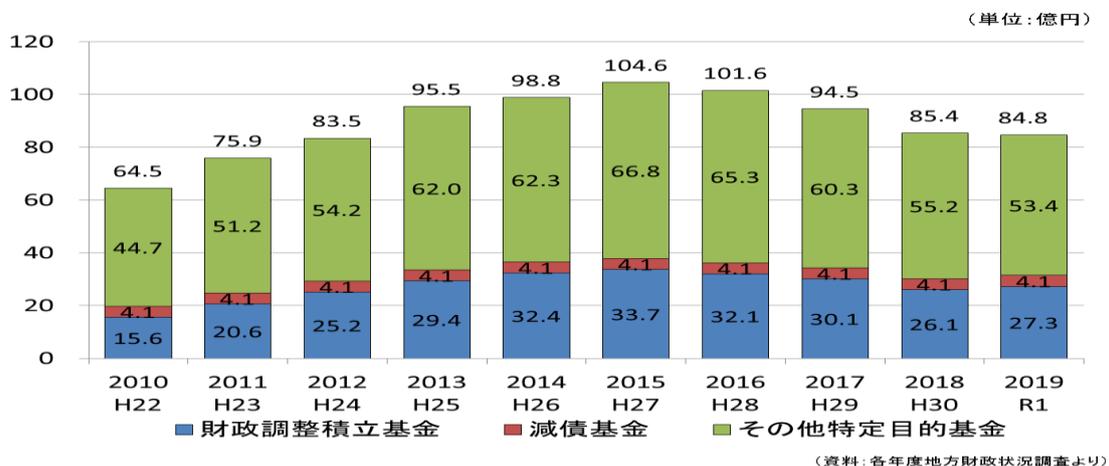
5 基金*残高の状況

基金残高の推移（図5）を見ると、基金残高は、普通交付税の段階的な減少や扶助費などの義務的経費の増加による財源不足の影響により、減少傾向にあります。

今後も将来を見据えた基金の計画的な活用を図る必要があります。

※基金には、想定外の緊急時の支出に備えて積み立て、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整積立基金、市債の償還に充てるための減債基金、特定の目的のための特定目的基金があります。

■基金残高の推移（図5）



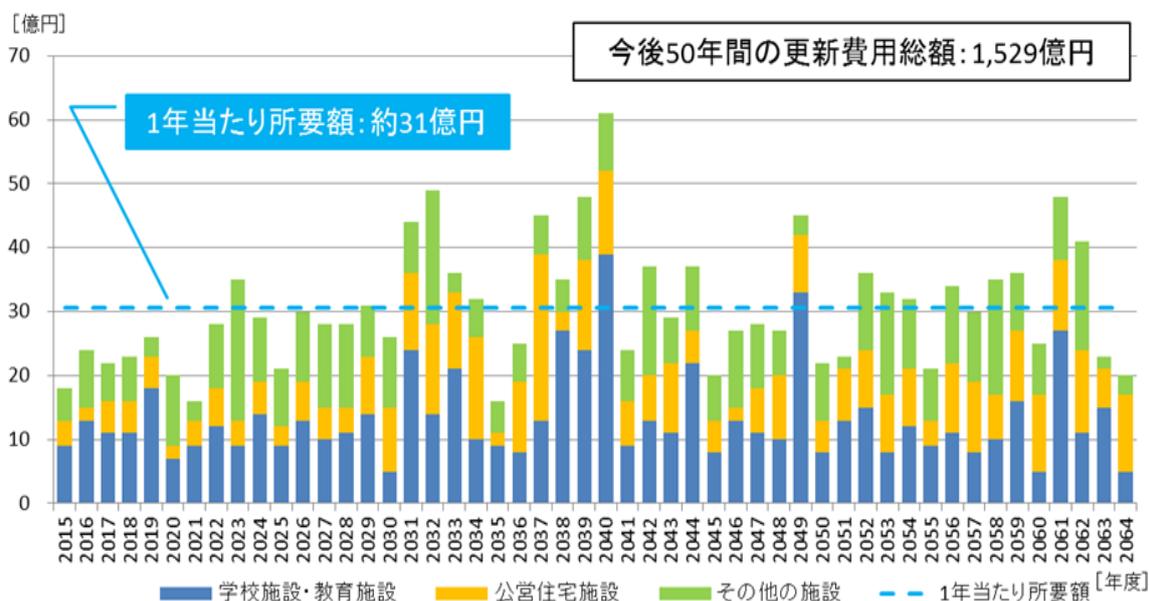
6 公共施設（建物系施設）の更新費用

現在の規模で建物系施設の全てを将来にわたって維持することを前提として、今後50年間の改修や更新の費用を推計すると1,529億円が必要となる見込みです（図6）。

1年当たりには換算すると約31億円となり、さらに、道路や橋りょうなどのインフラ系施設の改修や更新の費用を加えると1年当たり約45億円に達する見込みです。

厳しい財政状況の中、保有する全ての公共施設を現在の規模で維持管理や運営していくことは難しいことから、人口構造や市民ニーズの変化への対応、老朽化や利用の状況に応じた統廃合を推進しながら、適切な維持管理や運営、計画的な改修や更新に取り組む必要があります。

■公共施設（建物系施設）の更新費用の推計（図6）



(資料:日向市公共施設等総合管理計画より)

7 中期財政見通し【令和3(2021)年度～令和6(2024)年度】

本市の財政状況を基に、本大綱推進期間における普通会計ベースによる財政収支の試算の結果は、下表のとおりです。なお、地方財政制度は現行制度に変更がないものとしてします。

中期財政見通しは、過去の決算及び令和2(2020)年度現計予算額をベースに、次ページの条件により令和2(2020)年9月時点において試算したものです。今後の経済情勢や地方財政制度によって変動する可能性があります。

■中期財政見通し【令和3(2021)年度～令和6(2024)年度】 (単位：百万円、%)

区 分	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度		令和6(2024)年度		
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	
市税	7,519	△1.90	7,495	△0.32	7,567	0.96	7,559	△0.11	
地方譲与税等	1,661	△3.62	1,681	1.20	1,681	0.00	1,697	0.95	
地方交付税 (臨時財政対策債を含む)	7,650	3.70	7,814	2.14	7,887	0.93	8,040	1.95	
国県支出金	7,892	△105.50	8,005	1.44	8,122	1.46	8,231	1.35	
繰入金	241	△666.13	266	10.40	434	63.38	241	△44.56	
市債 (臨時財政対策債を除く)	1,485	△27.57	1,485	0.00	1,485	0.00	1,485	0.00	
その他	2,672	0.98	2,605	0.00	2,605	0.00	2,605	0.00	
歳入合計	29,120	△5.20	29,351	△3.95	29,781	1.46	29,858	0.26	
義務的経費	人件費	4,918	△4.78	5,098	3.66	5,305	4.06	5,058	△4.66
	うち退職金	260	△47.51	393	51.02	561	42.85	507	59.77
	扶助費	8,619	1.72	8,768	1.73	8,921	1.74	9,078	1.76
	公債費	3,618	2.01	3,684	1.81	3,595	△2.42	3,445	△4.17
	小計	17,155	0.20	17,550	2.30	17,821	1.54	17,581	△1.35
投資的経費	3,300	△16.80	3,300	0.00	3,300	0.00	3,300	0.00	
その他の経費	9,546	△90.76	9,533	△0.14	9,644	1.17	9,791	1.52	
	うち物件費	3,468	△15.96	3,505	1.07	3,542	1.07	3,580	1.07
	うち補助費等	2,531	△320.50	2,548	0.69	2,566	0.69	2,584	0.69
	うち繰出金	2,423	1.08	2,459	1.50	2,496	1.50	2,533	1.50
歳出合計	30,001	△30.79	30,383	1.27	30,765	1.26	30,672	△0.30	

収支差	△881		△1,032		△984		△814	
-----	------	--	--------	--	------	--	------	--

コロナ禍による市税の減収や社会保障費の増加などにより、財政状況は一段と厳しさを増すことが予想され、普通会計においては、令和3(2021)年度から令和6(2024)年度までに多額の収支不足が見込まれています。

今後も、行財政改革の取組を推進することにより、収支不足を圧縮し、基金に依存しすぎない健全な財政運営を行っていく必要があります。

【試算の前提条件】

1 歳入

(1) 市税

①個人・法人市民税

コロナ禍の影響については、リーマンショック時の減収率と同程度の影響、18歳から64歳までの人口推計（国立社会保障・人口問題研究所による推計）、名目経済成長率（「中長期の経済財政に関する試算」（令和2(2020)年7月内閣府））を考慮しています。

②固定資産税

令和3(2021)年度及び令和6(2024)年度は評価替えによる減額を考慮しています。

(2) 地方譲与税等

令和3(2021)年度以降は据え置き、消費税率10%への引上げに伴う地方消費税交付金や令和2(2020)年度新設の法人事業税交付金の増加を見込んでいます。

(3) 地方交付税

臨時財政対策債を含めて試算しています。普通交付税は、令和3(2021)年度からの合併特例に伴う段階的減額期間の終了を反映し、特別交付税も過去の増減率の推移から試算しています。

(4) 国県支出金

扶助費や投資的経費などの各歳出項目に連動させています。

(5) 市債

令和3(2021)年度以降は投資的経費と連動し、14億8千5百万円で固定しています。

(6) その他の歳入

ふるさと日向市応援寄附金などを見込んでいます。

2 歳出

(1) 人件費

定数及び単価は据え置き、退職手当は定年退職予定数を見込んでいます。

(2) 扶助費

過去の増減率の推移から、過去の伸び率程度を反映し、試算しています。

(3) 公債費

これまでの市債発行額に応じた償還額に新規発行に対する償還金見込額を加算しています。

(4) 投資的経費

類似団体の市民一人当たりの平均額約5万5千円を基に33億円で試算しています。類似団体とは、全国の市町村を人口と産業構造により分類した結果、同じグループに属する団体のことです。

(5) その他の経費

費目ごとに過去の増減率の推移や現行制度に基づき試算しています。

IV 取組項目・実施項目

本大綱の基本方針を達成するための取組項目、実施項目、主な実施内容は、次のとおりとします。

1 市民との協働の推進と地域活動の活性化

自治会（区）、まちづくり協議会、NPOなどの多様な担い手と協働しながら質の高い行政サービスを提供する体制を構築します。

〔取組項目〕 1 地域コミュニティの活性化

〔実施項目と主な実施内容〕

1 地域コミュニティの活性化

◇自治会（区）活動への支援の継続、未加入世帯への加入促進、地域活動や地域コミュニティの活性化の促進に取り組みます。

〔取組項目〕 2 NPO*の育成・支援

〔実施項目と主な実施内容〕

1 NPOの育成・支援

◇NPOの人材育成、市民活動支援センターの利用促進など、NPO活動に対する支援に取り組みます。

※本大綱のNPOとは、NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体などの各種団体を含みます。

2 市民に信頼される行政サービスの提供

市民などの市政への理解と参加を促進するとともに、職員の育成に努め、便利で利用しやすい行政サービスを効率的に提供します。

〔取組項目〕 1 広報・広聴活動の充実

〔実施項目と主な実施内容〕

1 市政の情報発信の充実

◇職員の広報意識の醸成や情報発信力の強化などに取り組みます。

2 市民ニーズの的確な把握

◇これまでの座談会などに加え、ICT*を利活用した新たな広聴の手法の調査研究を行い、広聴機会の創出に取り組みます。

〔取組項目〕 2 職員の育成

〔実施項目と主な実施内容〕

1 職員研修等の充実

◇研修への参加を促進するとともに、自主研修活動を支援します。

2 災害に対する職員対応能力の強化

◇情報伝達訓練や防災研修に取り組みます。

3 女性職員が活躍する職場環境づくりの推進

◇女性の視点を生かした政策形成や職場環境づくりを推進します。

4 人事評価制度の適正な運用

◇人事評価の研修などにより、評価に対する納得度を高めます。

〔取組項目〕 3 市民に開かれた市役所づくり

〔実施項目と主な実施内容〕

1 窓口サービスの充実

◇窓口利用者の利便性の向上に取り組みます。

2 電子行政サービスの充実

◇行政手続のオンライン化*に取り組みます。

〔取組項目〕 4 情報公開と個人情報の保護

〔実施項目と主な実施内容〕

1 情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運用

◇研修等を通して、職員の理解を深め、適正な運用を図るとともに、市民への周知を図ります。

※ICTとは、コンピュータなどのデジタル機器や通信ネットワークなどを組み合わせた情報システムやサービスのことです。

※行政手続のオンライン化とは、申請や届出についてインターネットなどを利用して行うことです。

3 効果的・効率的な行政経営の推進

高度化・多様化する市民ニーズに限られた経営資源の中で迅速かつ的確に対応するため、業務の効率化や職員の働き方改革に取り組みます。

[取組項目] 1 計画的な行政経営の推進
[実施項目と主な実施内容] 1 事務事業の見直し ◇統廃合を含めた事務事業の見直しに取り組みます。
[取組項目] 2 行政運営の効率化の推進
[実施項目と主な実施内容] 1 効率的な組織づくり ◇行政サービスを効率的に提供できる組織づくりに取り組みます。 2 内部統制*体制の整備 ◇内部統制の方針を定め、これに基づいた全庁的な体制を整備します。 3 民間活力の活用 ◇民間委託、指定管理者制度*や多様な人材の活用に取り組みます。 4 ICTの利活用 ◇業務の効率化などを図るため、ICTの利活用を推進します。 5 学校給食費の公会計化 ◇学校給食費の徴収管理業務の効率化に取り組みます。 6 職員の働き方改革 ◇職員数の適正な管理、多様な任用形態による人材*の活用、職員の時間外勤務の縮減に取り組みます。 7 職員給与等の適正化 ◇国や県の動向、社会経済情勢の変化を踏まえながら給与等の適正化に取り組みます。
[取組項目] 3 公共施設の最適化と適切な管理
[実施項目と主な実施内容] 1 公共施設マネジメントの推進 ◇公共施設の保有量の最適化や適切な維持管理に取り組みます。
[取組項目] 4 広域連携の推進
[実施項目と主な実施内容] 1 広域連携の強化 ◇圏域の共通課題について近隣市町村と連携して取り組みます。

※内部統制とは、組織の目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対策を講じることで、事務の適正な執行を確保するものです。

※指定管理者制度とは、公の施設の管理運営について民間事業者や団体などの民間活力を活用する制度です。

※多様な任用形態による人材には、再任用職員、会計年度任用職員、任期付職員を含みます。

4 未来につながる財政運営

中長期的視点に立った健全な財政運営を行うことにより、将来世代に負担の少ない持続可能な財政基盤づくりに取り組みます。

[取組項目] 1 適正な財政運営

[実施項目と主な実施内容]

1 第三セクター*の経営健全化

◇それぞれの第三セクター改革プラン（経営健全化方針）に基づき、経営基盤の強化を支援します。

2 公営企業等*の経営健全化

◇それぞれの公営企業等の経営戦略やビジョンなどの計画に基づく経営健全化に取り組むとともに、計画に沿った施設の更新などを進めます。

3 財務書類*の分析と活用

◇財務書類の作成と分析を行い、予算編成などに効果的に反映・活用します。

4 財政指標*の改善

◇歳入確保と歳出構造の改善に取り組みます。

5 市債残高の圧縮

◇市債の新規発行額を元金償還額以内に抑制するとともに、交付税算入率の有利な市債の発行に努めます。

6 基金の計画的な活用

◇財政調整積立基金の残高維持に努めながら計画的な活用を図ります。また、特定目的基金は、目的に沿った適正な運用を行います。

7 補助金等の見直し

◇補助金の検証を行い、市単独補助金の必要な見直しを行います。

[取組項目] 2 自主財源の確保

[実施項目と主な実施内容]

1 債権管理の推進

◇収納率の維持・向上と未収債権の圧縮に取り組みます。

2 ふるさと日向市応援寄附金事業の推進

◇事業者のふるさと納税制度への理解を深め、返礼品の充実を図ります。また、寄附者への使い道に関する報告を行い、継続した寄附獲得につなげます。

3 使用料、手数料の見直し

◇受益と負担の適正化の観点から、使用料及び手数料を見直します。

4 市有財産の有効活用

◇土地や建物の利活用や処分に取り組みます。

5 広告掲載事業の拡充

◇広告掲載事業の拡充に取り組みます。

[取組項目] 3 適正な公金管理と運用

[実施項目と主な実施内容]

1 資金運用の強化

◇確実に有利な資金運用に取り組みます。

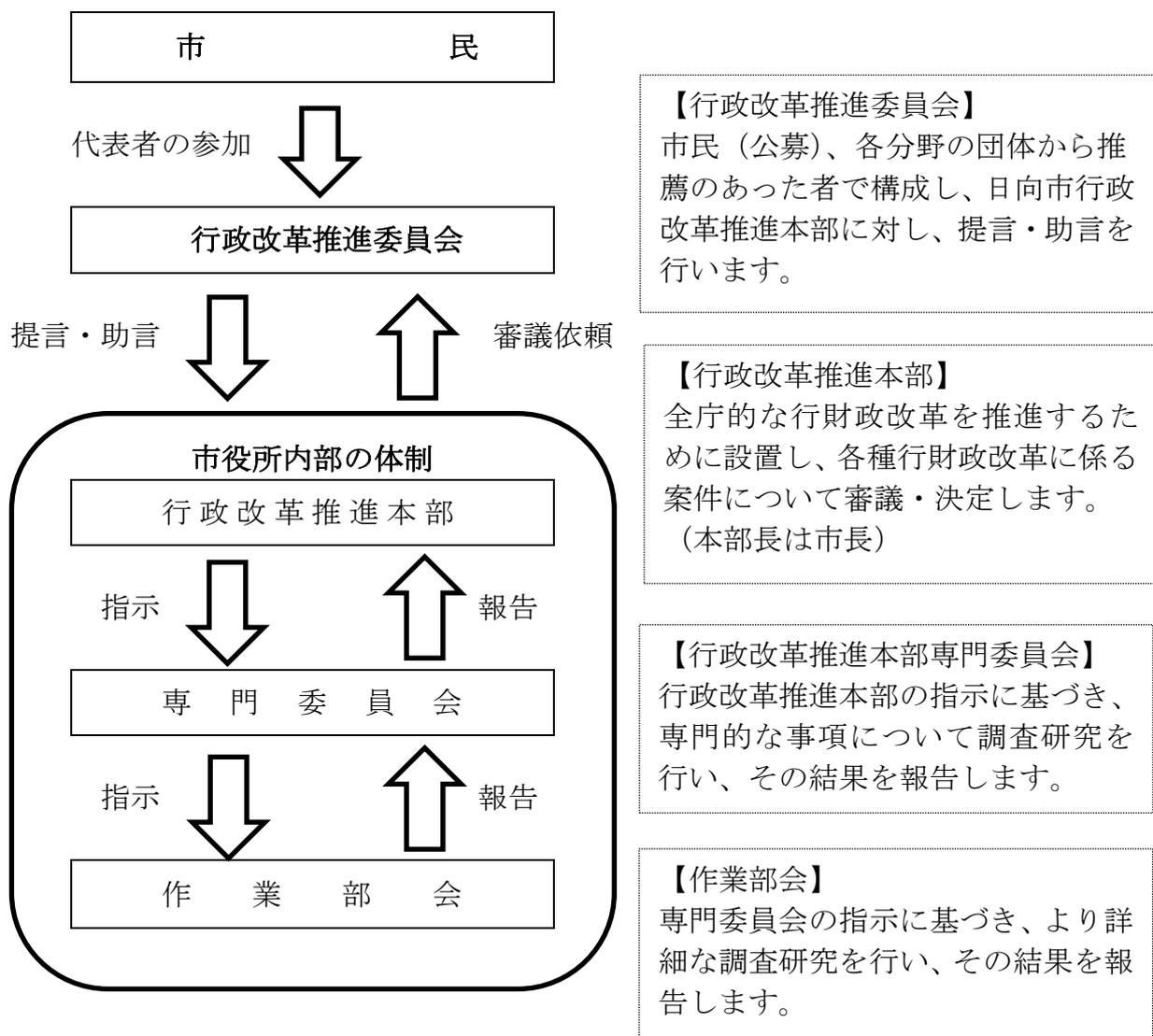
※本市の第三セクターには、(株)日向サンパーク温泉、(株)東郷町ふるさと公社、(公財)日向文化振興事業団があります。公営企業等には、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、病院事業があります【令和2(2020)年4月時点】。

※財務書類とは、企業会計に用いられる発生主義の考え方に基づいて作成された財務資料です。
 ※財政指標とは、決算数値から自治体の財政状況を測る「ものさし」のようなものです。

V 推進体制・進行管理

次の体制により、行財政改革を推進していきます。

また、実施計画の進捗状況については、行政改革推進委員会などにおいて毎年度審議するとともに、ホームページで公表します。





日向市
〒883-8555 日向市本町10番5号
TEL. 0982-52-2111 (代表)
(総務部職員課・財政課)

<http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/>

(日向市役所ホームページ)